

一関市「赤ちゃんの駅」事業実施要領

(目的)

第1 この事業は、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりと社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、「赤ちゃんの駅」とは、市内にある公共施設、民間施設であり、施設の営業日において、次のいずれかのサービスが提供でき、希望する者が無料で利用できるものをいう。

(1) 授乳の場所

四方を隔壁で仕切られた部屋またはパーテーションで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場であること。

(2) オムツ替えの場所

オムツ替えが容易にできるよう、ベビーベッド、ベビーシートなど、オムツ替えスペースが確保できる場であること。

(3) ミルク用お湯の提供

沸騰させたお湯の提供を含むが、厚生労働省のガイドラインに従い、70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないものを提供すること。

(4) ベビーキープ

(「赤ちゃんの駅」への登録)

第3 「赤ちゃんの駅」の登録を希望する施設の管理者は、登録申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申し込みを受けたときは、調査を行い、相当と認めるときは、これを登録するものとする。

3 登録された施設(以下「登録施設」という。)の利用場所や写真等の情報は、市のホームページ等に掲載するものとする。

(運営管理)

第4 登録施設の管理者は、サービスを提供する場の衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うこと。

(標示)

第5 登録施設は、「赤ちゃんの駅」であることを示す標示物を施設の出入口付近等の適切な場所に設置すること。

2 標示物については、市が用意し、その掲示及び管理は、登録施設において行うものとする。

(登録の変更・解除)

第6 登録施設の管理者は、登録した内容について、変更または登録を解除しようとするときは、登録変更(解除)届(様式第2号)を市長に提出すること。

2 登録解除の届出がない場合でも、登録施設が「赤ちゃんの駅」として適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。